

共有私道の保存・管理等に関する事例研究会について

法務省民事局

1 趣旨

いわゆる所有者不明土地は様々な分野で問題となっているが、複数の者が共有する私道についても、補修工事等を行う場合に、民法の共有物の保存・管理等の解釈が必ずしも明確ではないため、共有者の所在を把握することが困難な事案において、必要な補修工事等の実施に支障が生じているとの指摘がされてきた。

本研究会は、こうした指摘を踏まえて設置され、平成30年1月、共有私道の工事等を行うに際し、民法や各種法令において求められる共有者の同意要件を明確化するため、「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書～所有者不明私道への対応ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を取りまとめたところである。

他方で、本年4月、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）が成立し、民法改正部分については、公布の日（本年4月28日）から2年以内の政令で定める日から施行することとされた。

改正後の民法においては、共有制度、財産管理制度、相隣関係規定など、ガイドラインで取り扱っていた制度が大きく見直されたため、ガイドラインをアップデートする必要性が生じている。所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和3年6月7日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）においても、共有制度の見直し等を踏まえたガイドラインの改訂が求められたところである。

そこで、ガイドラインの改訂を行うため、本研究会において改めて検討することとした。

2 構成・運営等

- (1) 本研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- (3) 本研究会の庶務は、国土交通省不動産・建設経済局の協力を得て、法務省民事局において処理する。
- (4) 前各項に定めるもののほか、本研究会の運営に関する事項等の必要な事項は、本研究会が定める。

(別紙)

共有私道の保存・管理等に関する事例研究会委員名簿

(敬称略, 委員については五十音順)

座 長

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松 尾 弘

委 員

早稲田大学大学院法務研究科教授 秋 山 靖 浩

上智大学法学部教授 伊 藤 栄 寿

神戸大学大学院法学研究科教授 角 松 生 史

司法書士 白 井 聖 記

東京大学大学院法学政治学研究科教授 水 津 太 郎

弁護士 野 村 裕

土地家屋調査士 柳 澤 尚 幸

関係官

法務省大臣官房参事官 大 谷 太

法務省民事局付 宮 崎 文 康

法務省民事局付 山 根 龍 之 介

国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長 千 葉 信 義